

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	鈴 木 太 郎
同	藤 崎 浩太郎

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 8 年 4 月 22 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において、請求人は、「令和 7 年 4 月 30 日」「大阪・関西万博の会場を見学するため」「前渡金として資金前渡の公金を支出した」ことについて、「違法な支出である」「71,060 円の損害をこうむっている」と述べています。

請求人が示している財務会計上の行為は、同請求人から令和 7 年 11 月 25 日に住民監査請求を受け付け、監査を行った案件（以下「先行案件」という。）と同一です。

同一請求人が同一の行為等を対象とする住民監査請求を行うことについては、最高裁判所昭和 62 年 2 月 20 日判決において、「地方自治法（以下「法」という。）242 条 1 項の規定による住民監査請求に対し、同条 3 項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法 242 条の 2 第 1 項の規定に基づき同条の 2 第 2 項 1 号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である」

（裏面あり）

旨、判示されています。また、主張する違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要も実益もないとされています（同判決参照）。

したがって、本件請求において対象とされた財務会計行為に係る事実は、先行案件と同一であると認められることから、重ねて監査を実施する必要はないものと判断しました。

本件についての監査委員の判断は、令和8年1月22日に決定し、横浜市報令和8年2月5日定期第221号にて公表したとおりです。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

なお、請求人は、令和7年11月25日受付の案件は「交付された公金で購入したJR乗車券等の債権を失効させたこと」、令和8年3月4日受付の案件は「支出命令において、債権者でないものに違法に公金を支出した」ことを住民監査請求の対象とし、それぞれ別の職員を監査対象者としていることから別個の案件であると主張しているものと解されますが、いずれも同一の支出命令に基づく公金の支出です。住民監査請求は公金の支出等の財務会計上の行為について行うものであるため、一連の財務会計上の行為の中で関係した職員を別にしたところで別の案件と扱うものではありません。